

## 延なわ漁業の許可について

令和 7 年 12 月 17 日

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定及び香川県漁業調整規則（令和 2 年香川県規則第 61 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、同規則第 4 条第 1 項第 11 号で定める延なわ漁業につき、その許可又は起業を認可すべき船舶の数その他の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

### 1 延なわ漁業

#### （1）許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご延なわ漁業	別紙のとおり	1月 1 日から 12 月 31 日まで	1	丸亀市、多度津町、白方に 漁業の根拠地を有する者

#### （2）許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 7 年 12 月 17 日～同年 12 月 24 日

#### （3）備考

ア この公示に係る許可の有効期間は、令和 8 年 1 月 1 日から令和 10 年 12 月 31 日までとする。

イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。

（ア）漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。

（イ）地元地区以外の地先海面において操業する場合は、その地区の漁業者と協調のうえ操業しなければならない。

- 操業区域：AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びJと最大高潮時海岸線に囲まれた区域
- A：多度津町、三豊市境界（北緯 34 度 14.45 分、東経 133 度 42.53 分）
- B：多度津町岩島高頂（北緯 34 度 15.28 分、東経 133 度 41.68 分）
- C：Bから多度津町高見島高頂見通し線と丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線との交差点（北緯 34 度 16.08 分、東経 133 度 41.40 分）
- D：丸亀市上真島南端から同市下真島北端見通し延長線と多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線との交差点（北緯 34 度 16.70 分、東経 133 度 42.73 分）
- E：多度津町佐柳島高頂から同町高見島南西端見通し延長線と三豊市詫間町新田城高頂と同市粟島立斐鼻東端見通し延長線との交差点（北緯 34 度 17.18 分、東経 133 度 42.06 分）
- F：Eから丸亀市広島カレイ崎見通し線と二豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ 400m のところを結ぶ直線との交差点（北緯 34 度 18.35 分、東経 133 度 47.82 分）
- G：三豊市粟島北端から宇多津町吉田埋立地西護岸中央角より護岸沿い北へ 400m のところを結ぶ直線と丸龜市牛島西側高頂からH見通し線との交差点（北緯 34 度 19.80 分、東経 133 度 47.27 分）
- H：丸龜市上真島南端（北緯 34 度 18.95 分、東経 133 度 47.57 分）
- I：丸龜市下真島中央からH見通し延長線と丸龜市牛島西端からJ見通し線との交差点（北緯 34 度 19.15 分、東経 133 度 47.98 分）
- J：丸龜市旧土器塙田北護岸頂角（北緯 34 度 18.62 分、東経 133 度 48.00 分）

